

綾瀬市地域学校協働活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に基づき綾瀬市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進員は、社会教育法第5条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民その他の関係者（以下この条において「地域住民等」という。）と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(設置及び定数)

第3条 教育委員会は、綾瀬市立の各小学校及び中学校（以下「学校」という。）に1人を原則として、地域の実情を考慮の上、総数が15人を超えない範囲内で推進員を置くことができる。

2 前項の規定は、同一の推進員が複数の学校を担当することを妨げない。

(推薦及び委嘱)

第4条 推進員は、地域において社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員推薦書（第1号様式）による学校長の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。

2 教育委員会は、推進員に対して委嘱通知書（第2号様式）により委嘱を通知するものとする。

(委嘱期間及び解職)

第5条 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該推進員の委嘱を解くことができる。この場合において、当該推進員に対し、解職通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(1) 任期の途中で辞任願（第4号様式）を教育委員会に提出した場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認めら

れる場合

- (3) 推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合
(職務)

第6条 推進員の職務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域及び学校の教育活動への支援、企画及び参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動
- (4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

(推進員協議会)

第7条 教育委員会は、次の各号に掲げる事項を協議するため、必要に応じて推進員協議会を開催することができる。

- (1) 推進員の行う活動、教育課題等についての情報交換に関すること。
- (2) 地域の教育課題等についての研究、協議、提言等に関すること。
- (3) その他推進員の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(服務)

第8条 推進員は、法令及びこの要綱並びに次の各号に掲げる事項を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- (1) その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (2) その職務上の地位をその職務以外に利用してはならない。

2 推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 推進員及び推進員協議会の庶務は、生涯学習事務主管課において処理する。

(謝礼及び費用弁償)

第10条 教育委員会は、推進員の活動に対し、1時間当たり1,000円の謝礼を支給するものとする。

2 推進員がその活動に要する経費等の費用弁償については、予算の範囲内で支給できるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。